

東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

東大和市職員定数条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。
別表中「390人」を「400人」に、「95人」を「75人」に、「500人」を
「490人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。